

## はじめに

今日の学校は、社会の情報化や価値観の多様化など、学校を取り巻く環境の急激な変化の中で、子どもたちの確かな学力の向上や生きる力を育むことをはじめ、いじめや不登校等の問題に対処することなど、様々な教育課題に直面しており、そのことで教員の抱える業務量が増大し、教員が直接子どもと触れ合う時間に余裕がなくなっているとの声が多くあります。

このような課題に対応するためには、学校運営組織の見直しが必要であり、特に、小・中学校では、学校事務職員が原則1校1人配置のため行政的な専門能力を十分に発揮できていないなどの課題があることから、複数の学校の事務職員が共同して学校事務の処理を行うなど、効率的・効果的な事務処理体制の整備が必要となっております。

このことを踏まえ、青森県教育委員会では、複数の学校の事務職員が共同して学校事務の処理を行う「学校事務の共同実施」について、一部の地域で調査研究を実施するとともに、平成18年2月に、事務職員及び教育事務所担当者を委員とする「青森県学校事務共同実施研究会」を設置して、学校事務の共同実施の在り方について、研究を行っている状況です。

その上で、平成19年12月、青森県教育委員会から、学校運営を支える機能を充実させ、特色ある学校教育活動の展開を図っていくためには、効率的・効果的な事務処理体制を確立し、事務機能の強化を図る必要があるという趣旨により、学校事務の共同実施の検討を依頼され、本検討委員会が設置されたところでもあります。

本検討委員会では、市町村教育委員会教育長、学校長及び学校事務職員から選任された各委員が、それぞれの立場から意見を交換し、「学校事務をめぐる状況」、「これまでの学校事務の共同実施の取組の成果と課題」及び「学校事務の共同実施に係る規定の整備」などの検討を踏まえて、今回の最終報告を作成したところです。

この報告に基づく取組により、小・中学校の事務処理体制が整備され、学校運営を支える機能が充実し、健やかな児童生徒の育成に寄与されることを期待します。

平成20年10月28日

青森県学校事務共同実施検討委員会